

令和元年5月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年5月8日(水)
午後13時55分～14時45分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第6号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 20名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
5番 山崎 和英	14番 大谷 文男
6番 田悟 敏子	15番 西尾 信秋
7番 中村 重樹	18番 杉森 清弘
8番 和田 俊信	19番 吉江 秀一
9番 青島 由弘	
10番 高藤 孝一	

欠席委員 4番 古村 正夫 17番 水上 俊秀
16番 島倉 博 20番 前田 真一郎

令和元年5月8日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。本日もお集まりいただきありがとうございます。次第にもありますが、今日は案件が2件でございますが、閉会の後に視察の話もありますので、何かとお忙しいとは思いますが、しばらく残っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会5月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は古村委員さん、島倉委員さん、水上委員さん、前田委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。9番の青島委員さん、10番の高藤委員さんにお願ひいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第6号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、2件の付議議案となっております。それでは議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんです。地目は田で3筆あり、合計面積が383㎡で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については1ページから4ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、受付番号3番の調査報告をお願ひいたします。</p>

〇〇委員	<p>受付番号3番は、貸人は〇〇さん、借人が息子さんの〇〇さんです。〇〇さんは現在〇〇の近くのアパートにお住まいで、お子さんが大きくなり、子供部屋が必要になってきたということです。親の近くに住めば、お互いの様子がわかるし、田んぼの手伝いもできるということで今回の申請になりました。位置図の1ページをご覧ください。申請地の右隣は〇〇さんの田んぼです。申請地の上の方は建設会社の資材置場になっています。左側は〇〇の駐車場で、隣接地に特に問題はないと思います。現在、田んぼはきれいに管理されておりました。チューリップが咲いていて、きれいな畑になっておりました。上の方には大きな排水路があり、〇〇の駐車場の外溝の排水路があります。道側にも用水路があり、用排水にも問題はありません。土地改良区の庄川上流用水の方にも申請してあり、許可も出ています。〇〇区長の許可も出ております。以上です。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>誰が耕作をされていますか。</p>
〇〇委員	<p>ご自分でされています。〇〇さんは〇〇歳でご高齢ですが、まだ元気に田んぼはできるということで、息子さんが近くに来て、手伝ってくれるので良かったとおっしゃっていました。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に受付番号4番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号4番は、所有権移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。田で面積が352㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については5ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、受付番号4番の調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦労様です。それでは、報告させていただきます。譲受人が〇〇</p>

	<p>さん、譲渡人が〇〇さんです。現在、〇〇さんは〇〇の〇〇さんの近くにお住まいです。何度か伺ったのですが、本人からお話を聞けませんでした。行政書士の〇〇さんに一任されておりましたので、そちらにお話を伺って参りました。〇〇さんのお宅が町家で手狭であるため、秋から消費税も上がるということで、早めに住宅敷地を購入したいということでした。位置図の5ページをご覧ください。申請地の下は雑種地で道路の高さまで土盛りしてありました。申請地は〇〇さんが管理しておられて、稲が作付できるように草刈りしてありました。今回、申請が上がりまして敷地内の、雨水については溜桝を設けて、道路の両サイドは都市計画で整備されていますので、そこへ流します。上下水道は市の施設を利用されます。特に問題は無いと思われます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等がございますか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第5号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第5号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第6号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第6号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。</p> <p>内訳につきましては、議案書3ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が22件で、面積が199,176㎡であり、新規が1件となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」の利用権設定が2件で、面積が24,623㎡であり、更新が2件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」、及び「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>申請の内容については4ページから8ページに記載のとおりです。</p> <p>今回、中間管理機構への移転はありませんでした。</p>

	これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	すみません。〇〇の所で24番は新規ではなく再設定になると思いますが。期間が空いたから新規になっているのでしょうか。
事務局	すみません。確認し、修正いたします。
会長	無いようですので、「異議なし」として、議案第6号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第6号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお願いします。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
事務局	非農地通知に関する件ですが、前回の総会でご指摘いただいております農地パトロールでの非農地判断の通知をまず説明させていただきたいと思います。現状はA判定の再生可能である農地の所有者に対しては、利用意向調査を実施して通知しております。そして、B判定の再生不可能な農地、非農地と判断された所については、現在データベース化しており、本人からの非農地の判断依頼されたところと区別するために活用しているところです。これまでの非農地判断の通知に関して慎重になっていた理由としまして、まず国の方針としてA判定の再生を促す。B判定については、速やかに非農地判断をするということでしたが、非農地通知よりも前に、本人の意向も確認して、慎重にする必要があると考えており、農業委員会から一方的に通知するのではなく、地権者の方から自発的に申請をしていただくのが、望まし

	<p>い形ではないかと考えております。実際には今後の他の市町村の動向や、県の指導を仰ぎまして、様子を見ながら非農地への対応を考えております。これまで農業委員の皆様には農地パトロールや、利用状況調査をしていただきました。この調査で得たデータを基に、今後もより良い小矢部市の農政に生かしていきたいと考えております。委員の皆さんのご協力を、今後もどうぞお願いいたします。</p>
会長	<p>今の説明は、私達がパトロールで回ったものですが、報告事項に1件だけ出でているものはどういうものですか。</p>
事務局	<p>報告事項2については、ご本人から申請があったものでありますので、今説明したものと関係ありません。次第の報告事項2に入る前に、前回あったご質問の件について説明をさせていただきました。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。前回の総会時にいただいたご質問の件です。1つは、農地利用状況調査を今までに3回行われてきましたが、その調査で非農地判断をされた所に関して、農業委員会事務局としてどういった対応をされていて、今後どう対応するかということと、2つ目は個人さんからの申請と農地パトロールが重なってしまうと、二度手間というか、ご足労になってしまうので、そういった所を今後どう対応するかという2点のご質問をいただきました。</p> <p>まず、農地パトロールですが、A判定が出ている所に関しては、既に通知を出させていただいております。ただ、再生が困難なB判定の農地に関しては、まだこちらから通知を出しておりません。その理由として、所有者さんの意向を考えず一方的に通知を出しても良いのかという所がございます。他の市町村の動向を見ましても、実際に小矢部市のように一斉に農地パトロールをして、非農地に通知を出すという所がなかなか無いと聞いております。ですから、小矢部市の農業委員さんはすごいなど、他の市町村から言われました。他の市町村の動向や、県の指導を伺いながら、様子を見ながら進めていきたいということがありますので、非農地通知はまだ出していないという現状になっております。</p>
会長	<p>尚更、大変じゃないですか。どうしますか。</p>
事務局次長	<p>本来の国の考え方は、B判定の農地については速やかに非農地判定</p>

	<p>をするというものでしたが、やはり個人の財産であり、地域の財産でもあるということで、本人が非農地申請をして、農業委員会で判断をして非農地通知をするという個人申請の形が望ましいだろうと考えています。本来であれば、農業委員会から本人に対して非農地と判定しましたという通知をするのですが、ご本人さんの都合や、地域の同意形成も図られた上で、非農地判定を行うべきではないかという考えもあり、データベース化した時点で止まっております。個人の非農地申請については、農業委員さんが調査をしていただいたデータを基に判断をして、二度手間にならないように、しっかりと非農地判定を行って、農業委員会で報告をしたいと考えております。B判定された農地については、富山県でも本人に通知を出している市はまだ無いと聞いておりますので、他の市町村の動向を見ながら、県の指導を仰ぎながら行っていきたいと考えております。</p>
〇〇委員	<p>でも、そうなる私達が見てきてB判定をした所は、本人から申請が無い限りはずっとそのままにしておくということですか。そのきっかけを作らなければならないといけないのではないのでしょうか。</p>
〇〇委員	<p>いずれは言わないといけないということです。今は他の市町村を参考に、待っている状態ということですよ。</p>
次長	<p>そうですね。まだ実例が無いので。</p>
〇〇委員	<p>今までにも非農地の通知を出されておりましたよね。</p>
〇〇委員	<p>総会に申請が上がってきているものは、ご本人から申請されたものです。</p>
〇〇委員	<p>本人からのものですね。今までに、こちらから出したことは無いのですか。</p>
次長	<p>ご本人から申請があったものだけを、ご報告させていただいております。</p>
〇〇委員	<p>このわかっている面積は農地パトロールの開始時の対象面積だったのですか。</p>

〇〇委員	これがパトロールの面積と合っているか、照合しながらやっていますということですね。
〇〇委員	過去にパトロールを行った所は現地確認に行っていないんですか。
〇〇委員	今回はパトロールを行っていない所の申請が上がってきたということですね。
〇〇委員	農地パトロールをした所でB判定を出した所はぜんぜん通知を出していないということですね。
次長	非農地の通知はしておりません。
〇〇委員	それを今後、出す予定はありますか。例えば農業委員として、各町内の振興会の会合の中で、こういう事をやっているの、該当する方がおられたら申請をして下さいと言ってもいいわけでしょう。 せっかく回った意味がまったく無いので。
〇〇委員	皆さん非常に大変な思いをして確認して来られたのだから、それを通知して、本人がダメだというのなら別ですが。
〇〇委員	本人の判断ですね。
事務局長	今、少し消極的な回答をしていると思います。例えば、県内の各市町村の動向を見るとか、県からの具体的な指示を待ってからというような回答をしましたが、本来はそうではなくて、自己申請はとりあえず受けています。また一方で農地をパトロールで農地として再生できると判断された所はその旨を通知しています。今滞っているのが、B判定になった所で、せっかく見つけているのに、本人に知らせることもせず、遠巻きに見ているだけというのでは何をしているのかわからないので、本日お話をしましたが、もう一度、私どもに時間を頂いて、今言われたように正式な文書でなくとも、農地パトロールでこれだけ見つかっていて、今このような手続きがあるということを伝えるべきだと思いますし、もう一步進めて、せっかくパトロールをしたので、再生できないと判断されて、一方的に進めるというような言い方をすると変な方向になるので、見に行ったらこんな風になっていました

	とお知らせして、ご本人もどこにご自分の田んぼがあるか、どんな状態になっているか知らないかもしれませんので。そういう事も含めて、いろいろと確認をして、再生できない農地であれば知らせ、非農地にできる手続き方法もお知らせする方向で、国も求めていますし、少なくとも、その方がいいだろうという判断を皆さんもされていますので。繰り返しになりますが、今消極的に申し上げましたが、もう1ヶ月協議をさせていただいて、その上で改めてお話をしたいと思います。せっかく見つけていただいたので、所有者にお知らせをして、然るべき手続きをとってもらいたいことを目指したいと思います。
会長	それでは局長さんに一任ということで、よろしくお願いします。
事務局	報告事項説明 2) 非農地通知について
〇〇委員	今月の非農地通知の件について質問ですが、これは事務局だけで現地確認に行かれたのですか。農業委員は誰が行かれましたか。
〇〇委員	〇〇委員さんと一緒に行ってまいりました。
会長	13ページの写真は田んぼの向こう側ということですか。
事務局	そうです。田んぼの向こう側の山林になっている所です。
〇〇委員	ご自分から申請されたのはわかりましたが、この申請のきっかけは何ですか。今なぜ申請したのかというきっかけが知りたいです。
事務局	きっかけについてはわかりません。
〇〇委員	この辺に住んでいないとかそういう事ではないですか。
〇〇委員	私は去年〇〇の自治振興会にいたので、その会合で農業委員として、このような耕作放棄地を非農地として申請する方法が今までよりも簡単になりましたとお話しました。それを受けて各区長さんが、また皆さんにお話をされたのだと思います。それで、いくつか申請が上がってきています。

〇〇委員	わかりました。ありがとうございます。
〇〇委員	基本的には、ご本人が負担されるのは登記の手続き料だけですか。
事務局	無料です。
〇〇委員	自分でやれば無料ですか。
事務局	登記の申請書も付けて送付しますので、それを持っていけばご本人さんの登記に係る費用は無料でできます。
〇〇委員	従来までの土地家屋調査士に依頼する方法だと、これだけの筆数があると、手数料がかかります。今の制度になって、自分で非農地の申請をして、市で書類をもらって行くと無料でできるようになったので、今このように徐々に申請が出てきています。私も〇〇も中山間地を抱えているので、座談会の時に各町内の方にこういう手続きでやれば無料でできるということはお話をしています。
〇〇委員	今のお話を聞いて、先ほどの事務局のお話の中で、B判定のものをどういうやり方をしようかとありましたが、農林課からも何か情報を伝えてあげればよいのではと思うのですが。
事務局長	B判定のものにつきましても、個人でされているような非農地通知と同じように、こちらで判断して、こちらでお渡しする書類を添付すれば、素人の方でも登記所へ行って容易に手続きができるようにしたいと思います。
〇〇委員	税金も安くなるのでしょうか。
事務局	課税では農地と原野を比べると原野の方が安いということはありません。
会長	よろしいですか。それでは次をお願いします。
事務局	報告事項 3) 業務報告・予定

	4) その他連絡事項
会長	報告事項について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を宇川職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さん、農繁期の最初にお集まりいただきありがとうございます。 おかげ様で10連休の最初は少し寒かったですが、後半は気候も良く、 田植えも順調に進んでいると思いますが、この後も機械等の使用につ いては十分に注意をされて、また次回の総会で顔を合わせたいと思 います。本日はご苦労様でございました。
	— 5月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和元年 5 月 8 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 9 番 青 島 由 弘

10 番 高 藤 孝 一